

平成27年11月24日

## まちづくり委員会資料

平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第165号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

## 川崎市基金条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正趣旨

新規鉄道の整備や新駅設置に加え、新たに既存の鉄道を活用した交通機能の強化等の施策に取り組み、早期に効果発現を図る鉄道基盤整備を着実に推進するため、鉄道整備事業基金の設置目的を拡充し、交通機能の強化に資する駅改良の資金に充てるため、条例改正を行う。

### 2 改正内容

鉄道整備事業基金の設置の目的に駅改良の資金に充てることを追加する改正を行う。

### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行

## 川崎市基金条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>(種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道整備事業基金</td> <td style="text-align: center;">鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 運用基金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に貯金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。</p>	基金の種類	設置の目的	(略)	(略)	鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。	(略)	(略)	基金の種類	設置の目的	(略)	(略)	<p>(種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道整備事業基金</td> <td style="text-align: center;">鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 運用基金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に貯金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。</p>	基金の種類	設置の目的	(略)	(略)	鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。	(略)	(略)	基金の種類	設置の目的	(略)	(略)
基金の種類	設置の目的																								
(略)	(略)																								
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。																								
(略)	(略)																								
基金の種類	設置の目的																								
(略)	(略)																								
基金の種類	設置の目的																								
(略)	(略)																								
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。																								
(略)	(略)																								
基金の種類	設置の目的																								
(略)	(略)																								

# 基金条例（鉄道整備事業基金）の一部改正について

## 1. 基金条例（鉄道整備事業基金）改正の背景

### （1）超高齢社会を見据えた身近な交通環境の整備

- ・超高齢社会の到来を見据えて、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備、推進が求められている。
- ・地域の特性やニーズを踏まえ、駅アクセスの向上や交通機能の強化等に取り組むなど、市民の暮らしを支える身近な公共交通機関の一層の充実が必要になっている。

### （2）既存ストックを有効に活用した交通ネットワークの整備・推進

- ・既存ストックを活用した交通基盤の機能強化を進めることで、早期に事業効果の発現を目指すとともに、厳しい財政状況を踏まえた持続可能なまちづくりが求められている。
- ・新規の鉄道路線の整備に加えて、既存ストック（既存の鉄道基盤）の活用に重点を置き、効率的に鉄道基盤の機能強化を進め、市域交通ネットワークの充実を図る。

## 2. 現在の基金条例の概要

### 【基金の概要】

（設 置）平成6年4月1日

鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる（基金条例第3条）

（目 的）2010プランに位置付けられた鉄道等公共交通機関のうち、新規鉄道の整備に要する資金及び既存鉄道への新駅設置に要する資金に充当する財源を確保するため、本基金を設置。

### （対象事業）

- ・鉄道の新規整備：川崎縦貫鉄道、神奈川東部方面線、臨海部新交通システム
- ・既存鉄道への新駅設置：横須賀線新川崎地区新駅

## 3. 基金条例の課題

- 鉄道の新規整備及び新駅設置のほか、既存鉄道の交通機能強化に関する課題に柔軟に対応するための財源を確保するため、条例の見直しが必要。

## 4. 条例の改正について

### （1）条例改正の趣旨・目的

- 基金の設置目的である新規鉄道の整備や新駅設置に加え、新たに既存の鉄道を活用した交通機能の強化等の施策に取り組むことにより、求められる鉄道基盤の整備に関する課題に柔軟に対応していく。
- 市民ニーズを踏まえるとともに、早期に効果発現を図る鉄道基盤整備を着実に推進するため、基金の設置目的を拡充し、交通機能の強化に資する駅改良の資金に充てるため、条例改正を行う。

### （2）条例改正（案）

基金条例第3条：設置目的

（改正前）鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。

↓

（改正後）鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。

## 5. 改正後の取組対象事業

基金条例の改正により、持続可能な都市の骨格を形成する以下の鉄道基盤整備の検討を進める。

### （1）新たな対象事業

#### ア. 南武線駅アクセス向上等整備事業の推進【既存駅施設の強化】

- 武蔵溝ノ口駅以北の片側改札口の5駅について、段階的かつ効果的に自由通路の整備や橋上駅舎化を行うこと等により、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい交通環境を整備し、駅のアクセス性向上を図る。

#### イ. 南武線の長編成化に向けた取組【既存鉄道路線の強化】

- 既存ストックの強化に優先して取り組み、効果的・効率的な施策展開を図ることで輸送力増強、混雑緩和の早期実現を目指す。
- 取り組みにあたっては本市の役割と協力のあり方について今後検討を進める。

### （2）改正前からの対象事業

#### ア. 鉄道ネットワーク強化に向けた取組【新規鉄道路線、既存鉄道路線の強化】

- 川崎アプローチ線、東海道貨物支線貨客併用化
  - ・南武支線を基幹軸に、臨海部方面への鉄道路線の機能強化を検討していく。
- 横浜市営地下鉄3号線の延伸
  - ・横浜市域から新百合ヶ丘までの延伸の実現に向けた取組を検討し、広域的な拠点間連携及び北部地域の住民の交通利便性の向上を図るとともに、広域鉄道ネットワークの拡充に貢献していく。